

本冊子について

2021年の時点で、神奈川県には精神科病棟のある病院は70か所(※)あります。KP神奈川精神医療人権センターは、2021年度の630調査に基づき、この70か所の病院全てのスタッフ数、病床数、診断名ごとの入院患者数、各患者の入院期間、措置入院数、医療保護入院数、隔離数、身体拘束数などをデータベース化しました。

情報開示請求やデータ公開に関わる作業は、日本財団の助成を受けて行われました。

※横浜医療センター(独立行政法人国立病院機構)は2021年度、工事のため精神科病棟を閉じていたため、本リストには含まれていません。

「630調査」とは | 佐藤 光展

精神科病院などを利用する患者の実態を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料(精神保健福祉資料)を得ることを目的に、厚生労働省が毎年行っている調査。毎年6月30日を基準日とし、その日の入院患者数や身体拘束数(指示数)など、様々なデータを報告するので、630調査と呼ばれている。この調査には精神科病院も協力的で、2021年の回答率は全国97.3%、神奈川県内100%。公開されるのは全国や都道府県ごとの集計データになるため、個々の病院の情報を得るには都道府県や政令市への情報公開請求が必要になる。

「630調査」の情報公開請求について | 稲川 洋

1. 情報公開の経緯

630調査の情報公開をめぐるのは、公開を渋る行政に対して公開を求めてきた全国の市民団体による長い闘いの歴史がある。その中で1999年には京都地裁が全面開示を求める判決を下し、それ以降はほぼ順調に開示されてきた。ところが、精神科病院の経営者の団体である日精協(日本精神科病院協会)が2018年に630調査の情報公開に対して個人情報の保護を理由に「慎重な取り扱い」を求める声明文出したことを契機に全国的に不開示が相次ぎ、国会でも取り上げられることとなった。

2. 神奈川県に対する情報公開請求

そんな中でKPは、2020年の12月に神奈川県に対して初めて630調査の情報公開請求を行った。それに対する県の回答は、日精協の声明文などを理由に公開を全面的に拒否するという最悪のものだった。

情報公開制度には、行政側の回答に不服があれば情報公開審査会という第三者機関に審査請求を求めることができるという仕組みがある。このため我々も、630調査の中に個人を特定できる情報はないこと、隔離・拘束など患者の自由を制限する権限を与えられている精神科病院の公共性は極めて高いこと、兵庫県の神出病院事件のように閉鎖的な空間の中で患者に対する虐待事件が後を絶たず、情報の公開が是非とも必要であることなどとして審査請求を行った。

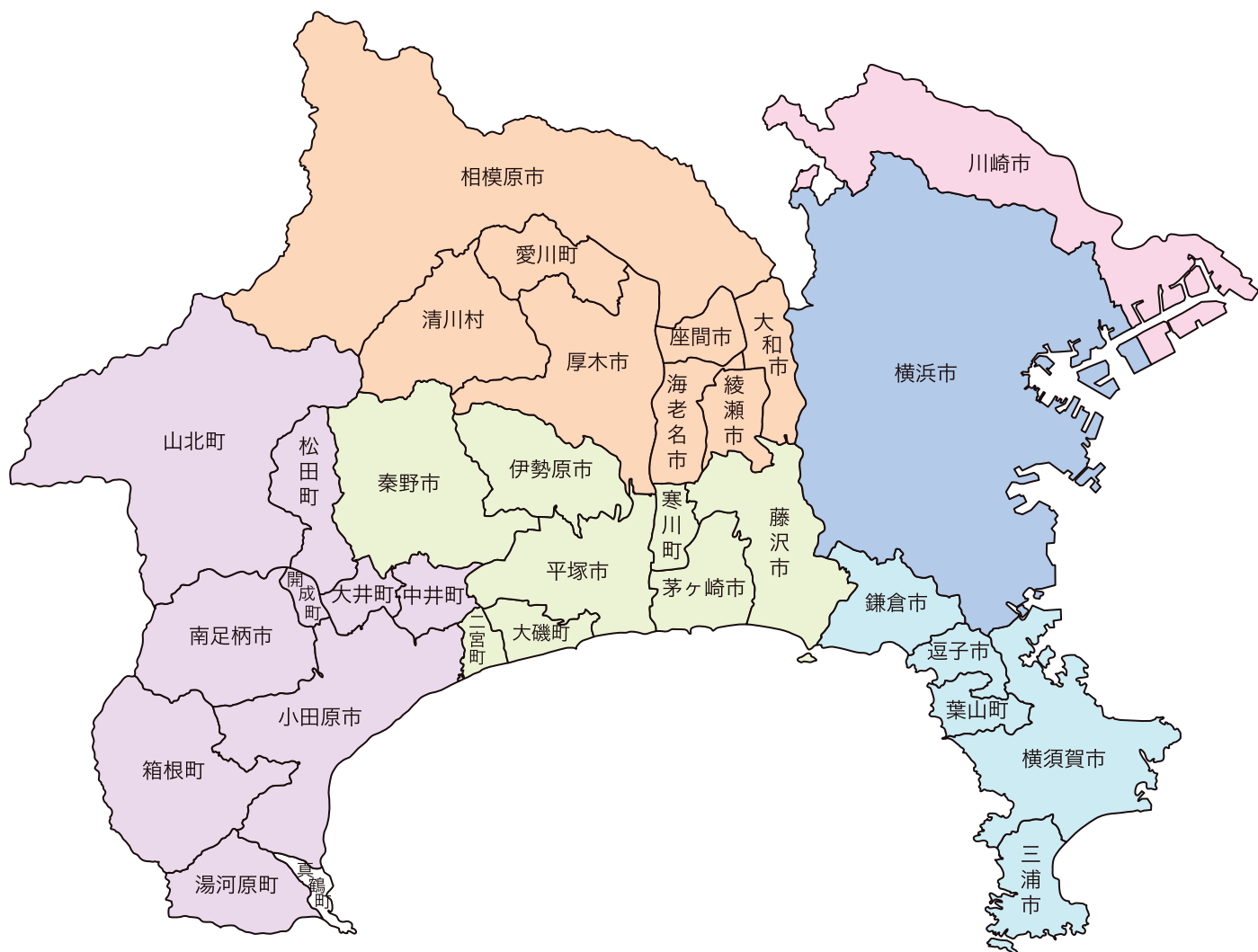
3. 全面不開示から全面開示へ

普通であれば、この審査請求に基づいて審査会が開かれ、県の対応の是非が議論されるところだが、その前に県から「全面不開示を撤回し、一部開示する。」という非公式の連絡があった。この一部開示も不満だったため、さらに全面開示を求めて改めて審査請求したところ、ここでも県から非公式に「一部開示を撤回し、全面開示する。」という連絡が入った。

なぜこのように方針が転換されたのか、県の内部事情は分からないが、背景としては、KP所属のジャーナリスト、佐藤光展氏が行った日精協の山崎學會長へのインタビューで同会長から「開示されても問題ない。」と従来の方針の転換を示唆する発言を得たことなどが大きかったと思われる。

データのみかた

- ・本冊子に掲載しているデータは、2021年度に行われた630調査に基づいています。
- ・専門用語などの解説は、巻末の用語解説のページに掲載しました。
- ・データは、地域別に病院名の五十音順で掲載しています。地域の区分については、神奈川県ホームページ「神奈川県内の市町村」(*)を参照し、以下の通りに分類してあります。



- **横浜地域:** 横浜市
- **川崎地域:** 川崎市
- **横須賀三浦地域:** 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
- **県央地域:** 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
- **湘南地域:** 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
- **県西地域:** 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※神奈川県ホームページ「神奈川県内の市町村」(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/cnt/f530001/p780102.html>, 2022.7.1.参照).